

石油製品安定供給確保支援事業

(機動的燃料供給体制等構築支援事業)

【緊急配送用タンクローリー】

申請手引書

一般社団法人 全国石油協会

2020年4月

【 目 次 】

I. 事業目的及び概要	2
・ 申請者資格	
・ 補助の対象となる費用	
・ 予算額	
・ 補助率	
・ 補助金上限額	
・ 受付期間	
・ 注意事項	
・ 申請から補助金交付までの流れ（フロー図）	
II. 補助金受給後に生じる義務	7
・ 財産管理	
・ 法令順守義務	
III. 申請から補助金交付までの流れ	9
・ 交付申請に必要な書類	
・ 実績報告に必要な書類	
IV. 資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い	12

I. 事業目的及び概要

本事業は、「石油製品安定供給確保支援事業」として、災害時の機動的な燃料供給拠点体制の確保のための「緊急配送用タンクローリー」の配備に要する経費に対し、当該経費の一部を助成する事業です。

1) 申請者資格

「災害対応要件」の実施・同意について誓約する下記の者

- ・ 品確法登録給油所を運営する揮発油販売業者
- ・ 配送拠点を運営する揮発油販売業者又は石油販売業者

- 配送拠点：消防法に規定する石油製品（ガソリン・軽油・灯油・A重油）を貯蔵する貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く）及び取扱所
- 石油販売業者：石油の備蓄の確保等に関する法律第2条第6号に規定する者（タンクローリーのみを運営している者を除く）
- 揮発油販売業者：揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録事業者

※災害対応要件を実施するのに必要なメールアドレスが登録できない場合は、申請できません。

補助金受給者は、次の災害対応要件について実施・同意する義務が生じます。（補助金交付申請時に、誓約書を提出）

【災害対応要件】

- ①補助対象設備の損傷や従業員の負傷により石油製品の配送継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への配送を継続すること。
- ②病院等重要施設や電源車への燃料供給、避難所への配送など国や自治体等の要請に応じた災害対応への協力を行うこと。
- ③運営する給油所等（設置場所）の立地する都道府県内で震度5強以上の地震（当該設置場所の立地地域の震度が5弱以下でも対象となる）、津波、噴火、台風、洪水等の災害が発生した場合又は資源エネルギー庁から要請を受けた場合は、「災害時情報収集システム」により、速やかに被害状況等の報告を行うこと。
- ④所有するタンクローリーの情報（設置場所、タンク容量、油種等）について登録し、災害対応に係る関係者間で共有することに同意すること。
- ⑤資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること。
- ⑥緊急配送用タンクローリーについて、都道府県石油組合の下で管理を行い、災害発生時には石油組合と連携して燃料配送を行うこと（**「災害発生時に、国や自治体等が災害発生**

地域の石油組合を通じて石油製品の配送を要請することとなるため、対象となる緊急配送用タンクローリーを石油組合が管理する必要がある」という主旨。。これに必要な情報提供等の協力を石油組合に対して適切に行なうこと。

※「災害対応要件」は、本事業を利用して取得したタンクローリーの処分制限期間終了後も対応を求められることとなります。

※誓約に反した場合は、補助金の返還対象となりますので、上記内容を十分に理解した上で申請してください。

2) 補助の対象となる費用

緊急配送用タンクローリー（石油製品（ガソリン、軽油、灯油、A重油）を貯蔵する消防法に基づく移動タンク貯蔵所（指定数量未満のタンクローリーを含む）の購入にかかる費用のうち、補助金交付の対象となる費用は、次の費用です。

- ①本体購入費（付帯設備に係る費用を含む）
 - ・車両本体 ・タンク本体（架装部品、架装作業費含む）
 - ・社名文字記入 ・元売指定色等塗装 ・消火器 ・「危」標識
 - ・寒冷地仕様（タイヤチェーンやスタッドレスタイヤは同時購入する場合のみ対象）
- ②代行手数料（書類作成費を含む）
 - ・車庫証明手続き代行費 ・検査登録手続き代行費 ・下取車手続き代行費
 - ・納車費用 ・消防手続き代行費
- ③消防納付金

※中古も対象となります。

※緊急配送用タンクローリーの「タンク」のみ、「車両」のみの申請は不可です。

※分割払いによる購入やリースによる導入は補助対象外となります。

※金融機関に対する振込み手数料は対象外となります。

3) 予算額：約10.3億円

4) 補助率：1／2以下

5) 補助金上限額：

①タンク容量が10KL未満のタンクローリー：400万円

例) 補助対象額(800万円) × 補助率(1/2) = 補助金(上限：400万円)

②タンク容量が10KL以上のタンクローリー：1,000万円

例) 補助対象額(2,000万円) × 補助率(1/2) = 補助金(上限：1,000万円)

6) 受付期間：2020年4月1日～2020年4月30日(本会着)

- ・受付期間終了後、予算の範囲内で順次交付決定を行います。
- ・予算を超える申請があった場合、その受付期間中の全申請者を対象に予算の範囲で、交付決定します。
- ・その際、災害発生時の石油製品の配送に関する体制マニュアル(事業継続計画(BCP)等)が整備されていることや、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化地域計画」を策定している地域に配慮して採択することがあります。

7) 注意事項

① 1事業者1台のみの申請となります

② 予算を超える申請があった場合、補助率を1/2以下に按分することとなるため補助金の額が上限額(400万円または1,000万円)とならないことがあります。

③ 発注先との契約は、本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降で交わしてください。事前に契約した場合は、補助金交付の対象外となります。

④ 実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限：2021年2月10日(本会着)

発注した緊急配送用タンクローリーの納期(納車)が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注予定先と充分調整の上、申請してください。

⑤ 補助事業にかかる経理について、次の通りしておく必要があります。

- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにして

おくこと。

- ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
- ・当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。

⑥本補助金は、国からの補助金を原資として、本会を通じて補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、本補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、本補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

※当該補助金のうち、撤去費等、固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

⑦発注先が申請者自身である場合（自社調達を行う場合）は、国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います。

【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

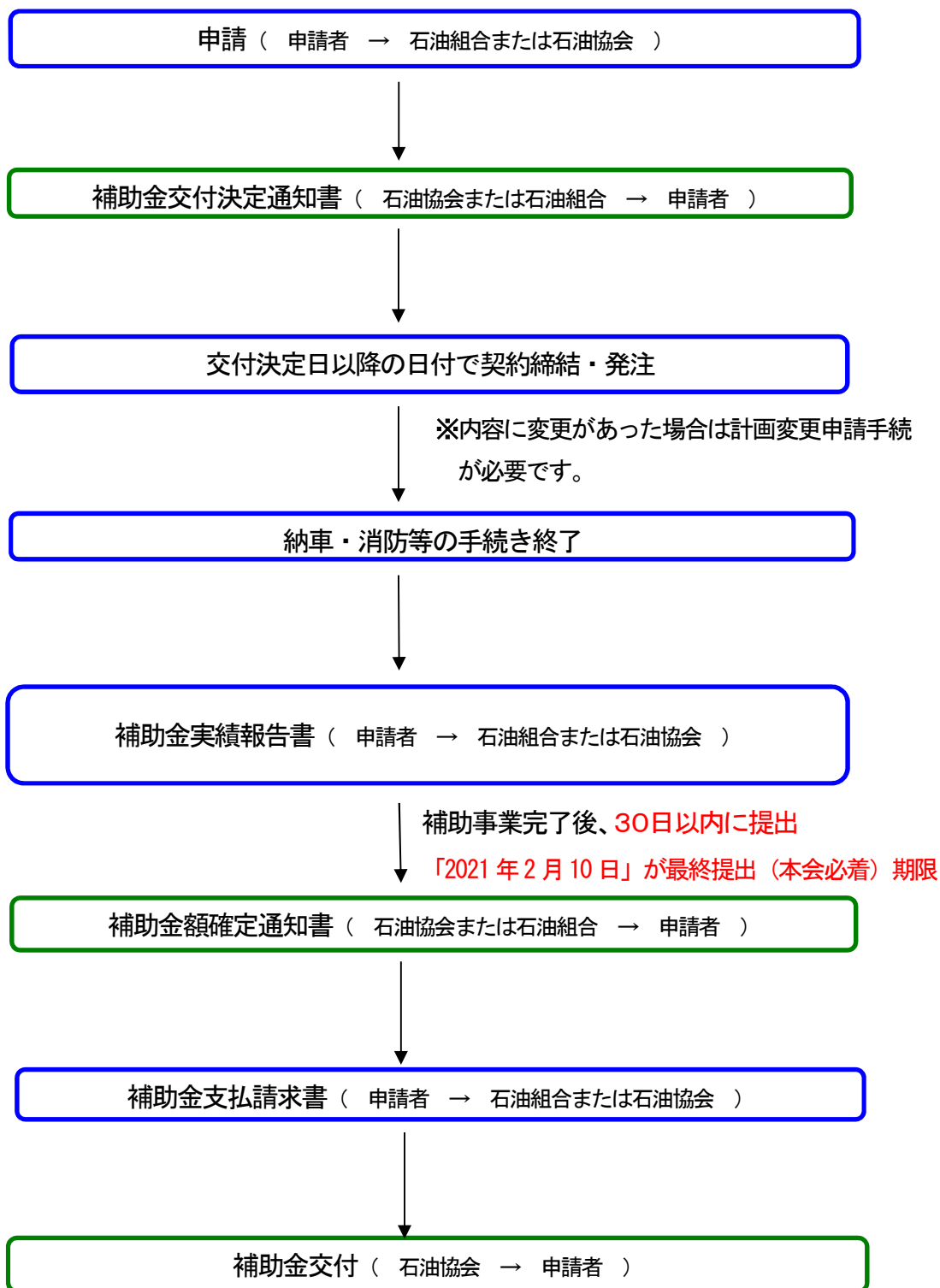
※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

⑧平成29年度の予算執行から、経済産業省の全ての補助金について、間接補助金等の情報を法人インフォメーション※に原則掲載することとなります。

当事業に係る補助金の交付決定等に関する情報等（交付決定日（採択日）、交付決定先（採択先）、法人番号、交付決定額等）についても、法人インフォメーションに掲載されることとなりますのでご承知置きください。

（※）法人インフォメーションとは、法人番号の開始に伴い、政府のIT戦略である「世界最先端IT国家創造宣言」（閣議決定）に基づき運用している情報提供サイトであり、法人が政府より受けた補助金や表彰、許認可等の法人活動情報を掲載しています。（<http://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>）

8) 申請から補助金交付までの流れ(フロー図)



補助金支払請求書の提出から実際に補助金が送金されるまで、概ね1ヶ月程度要します。

Ⅱ. 補助金受給後に生じる義務

1) 財産管理

補助金を受給した申請者は、購入した緊急配送用タンクローリーについて（消費税抜きの取得単価が50万円以上のもので、処分制限期間中、次の財産管理を行わなければならない）。

①財産管理の内容：

- ・「取得財産等管理台帳」を作成し、保管する。
- ・「取得財産等管理明細表」を作成し、毎年度更新する。

②財産管理にかかる注意点：

緊急配送用タンクローリーを**本会の許可なく「処分」することは出来ません。**

万一、処分してしまった場合は、国の規定に基づき算出した額を本会を通じて国に返納しなければなりません。

また、本会の承認を得て処分した場合でも、次のような場合は補助金の返納が必要となります。

【補助金の国庫返納が必要となる場合】

- 処分したことにより収入がある、またはあると見込まれるとき
- 処分時点で処分制限期間の残りの期間があるとき

- #### ③処分制限期間：
- ・総排気量が2リットル以下：3年
 - ・上記以外：4年

【中古の場合】（国税庁ホームページより）

経過年数	処分制限期間
・上記の処分制限期間の全てを経過している場合	「新車（タンク車）の耐用年数×20%」の期間
・上記の処分制限期間の一部を経過している場合	「新車（タンク車）の耐用年数－経過年数 ＋（経過年数×20%）」の期間

○算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。

○算出した年数が2年に満たない場合は、2年とします。

<計算例>※総排気量が2リットル超のタンク車の場合

新車（タンク車）の処分制限期間：4年（経過年数：2年の場合）

$(4年 - 2年) + (2年 \times 20\%) = 2.4年 \rightarrow \underline{2年}$ （端数切り捨て）

※上記「処分制限期間」は、本事業における補助金で取得した設備の「財産管理処分制限期間」であり、減価償却する際の耐用年数ではありません。

※処分の定義：①転用：取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用

②譲渡：取得した財産の所有者の変更

③交換：取得した財産と他人の所有する他の財産との交換

④貸付け：取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更

⑤担保に供する処分：取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定

⑥取壊し：取得した財産の使用を止め、取り壊すこと

⑦廃棄：取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

※補助金を受給して購入した緊急配送用タンクローリーを、処分制限期間内に手放した場合（自損・他損事故等による廃車を含む）、補助金の残存期間に相当する補助金の返納が必要となります。

2) 法令順守義務

- 申請資格や交付申請書に添付する「誓約書」の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。
- 万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば、申請の取消しを行ってもらい、交付後であれば、補助金の取り消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意下さい。
- 補助金交付前、交付後に関わらず、会社の合併、統合、名称変更、代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告して下さい。
- 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。
 - ・交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
 - ・適正化法第29条から第32条までの規程による罰則。
 - ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
 - ・補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

Ⅲ. 申請から補助金交付までの流れ

1) 交付申請（申請者 → 石油組合または石油協会）

〔交付申請に必要な書類〕 各様式は本会ホームページからダウンロードして下さい

- ①補助金交付申請書（様式安定供給第1号）※法人番号の検索結果は申請書に必ず添付
- ②申請資格要件にかかる「誓約書」（細則様式1）
- ③石油販売業者が申請する場合、次の全ての書類
 - ・「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条」に基づき、経済産業大臣に提出している「石油販売業」の「届出書」又は「変更届出書」写し（経済産業局等の受付印がもの）
 - ・申請日において現に運営している配送拠点にかかる消防法に基づく設置許可書類（写し）
- ④取得財産等の管理・処分に関する誓約書（細則様式4）
- ⑤申請者の「役員等名簿」（細則様式3）
- ⑥緊急配送用タンクローリーの適正利用に係る誓約書（細則様式5）
- ⑦誓約書（暴力団排除に関する誓約事項）（細則様式2）
- ⑧災害発生時の対応に関する誓約書（資源エネルギー庁 石油流通課宛）
- ⑨2社以上の見積書写し（同一条件のもの）
 - ・中古車を購入する場合で、一般の競争に付することが困難な場合は、同条件の市場価格が確認できるもの。
- ⑩災害時の配送状況報告にかかる誓約書（細則様式6）
- ⑪災害発生時の連携体制に関する同意書（細則様式7）
- ⑫その他、本会が必要に応じて要請する書類

2) 交付決定通知書（石油協会または石油組合 → 申請者）

3) 交付決定通知日以降の日付で契約、発注 → 納車

4) 実績報告書（申請者 → 石油組合または石油協会）

実績報告書の提出：補助事業完了後、30日以内に提出してください。

※最終提出期限：2021年2月10日（本会着）

購入した緊急配送用タンクローリーの納期（納車）が遅れたことにより、実績報告書の提出が間に合わなかった場合も補助金交付の対象外となりますので、発注先と充分調整の上、申請してください。

〔実績報告に必要な書類〕 各様式は本会ホームページからダウンロードして下さい

- ①「補助事業実績報告書（様式安定供給第10号）」
- ②「注文書」、「注文請書」写し又は「契約書」写し
- ③「請求書」写し
- ④申請者が代金を支払っていることが確認できる書類（金融機関の「振込依頼書写し」）
 - ・支払いは、申請者名義で金融機関への振込みとして下さい。
 - ・インターネットバンキングで振込みを行った場合は、次の◎のいずれかの書類を添付して下さい。
- ◎「振込みの受付書類」及び「振込みの送金結果（振込み日以降の日付であるもの）」写し
- ◎「振込みの受付書類」及び「通帳表紙と取引部分のページ写し（当座支払いであれば、金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し）」
 - ・小切手払いで行った場合は、「小切手の半券写し」及び「金融機関から送られてくる当座勘定照合明細書写し」
 - ・現金払いの場合は、領収証写し及び現金出納簿等の写し（現金払いした理由を確認する場合があります）
 - ・回し手形による支払は対象外となりますので注意してください。
- ⑤「車検証」写し（申請者と所有者が同一のもの）
- ⑥消防法に基づく「危険物貯蔵所設置許可申請」を行った場合は、次の書類（全て消防署等の受領印等のあるもの）
 - ・所轄消防署等へ申請した「危険物貯蔵所設置許可申請書」写し（構造設備明細等の添付書類を含む）
 - ・当該申請に対する「設置許可証」写し
 - ・当該許可証に対する「完成検査申請書」写し
 - ・当該申請書に対する「完成検査済証」写し
- ⑦指定数量未満の貯蔵量で、⑥の手続きを行っていない場合は、「少量危険物貯蔵届出書」等写し（構造設備明細等の添付書類を含む）（消防署等の受領印のあるもの）
- ⑧購入した緊急配送用タンクローリーのカラー写真（日付入り）
 - ・前後左右方向から撮影、車両ナンバーが確認できること
 - ・積載油種が確認できること
 - ・スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン、消火器等緊急配送用タンクローリーと同時購入している備品等がある場合は、その写真
- ⑨取得財産等管理明細表（様式安定供給第18号）
- ⑩その他、本会が必要に応じて要請する書類

5) 額の確定通知書（石油協会または石油組合 → 申請者）

6) 支払請求書（申請者 → 石油組合または石油協会）

7) 補助金交付（石油協会 → 申請者）

IV. 資源エネルギー庁から消費税の表示方法についてのお願い

石油製品店頭価格の消費税表示方法について

令和元年10月より消費税率が引き上げられましたが、その表示方法については、消費税法（昭和63年法律第108号）第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しないもの等（※1）としています。

しかしながら、サービスステーション（SS）における価格表示が主として走行中の車の中にいる者を対象とするとの特性を有することから、一般消費者の価格誤認や流通の現場での混乱を防ぎ、事務負担を軽減する観点から、2021年3月31日までの特例期間においても、SSにおける価格表示については総額表示として下さい。

本内容に関するお問い合わせ先
資源エネルギー庁石油流通課

※ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第10条

「機動的燃料供給体制等構築支援事業」の補助事業に関するお問い合わせは、石油組合又は石油協会にお願いします。